



**KANSAI
UNIVERSITY**

教職支援センター一年報

2013

関西大学 教育推進部
教職支援センター

『教職支援センター年報 2013』目次

教職支援センター年報の発行に寄せて	教職支援センター長	山本 登朗	1
<小論文>			
学生自身の生き方を問う「生徒・進路指導論」の授業 ～児童生徒の葛藤に寄り添うために～	非常勤講師	南 悟	2
G.H. ノイヴェークにおける<知識/技量>の意味論 ——教員養成における<理論/実践>問題の手がかりとして——	非常勤講師	山名 淳	11
小学校家庭科教育の課題と学校教育上の位置	文学部教授	山本 冬彦	21
<報告>			
関西大学「教職概説」の一クラスにおける学生たちの教科の好き嫌い	非常勤講師	池上 徹	31
「教育実習・教職実践演習・教育実習事前指導」についての報告	非常勤講師	尾崎 進	37
体罰問題をどう扱うか—学生の経験と意見より—	非常勤講師	保田 その	42
<ショートレポート>			
「多文化主義」教育の現在	非常勤講師	印藤 和寛	48
学校映画のすすめ	非常勤講師	椎口 育郎	55
各学部・大学院で取得できる教員免許状の種類・免許教科			58
介護等体験 参加者数			60
中学校・高等学校教育実習生数			61
教員免許状取得状況・免許取得者数一覧			62
教員採用試験合格者状況・合格者数			69
教員採用試験「大学推薦」の応募状況・合否結果			72
教員採用試験 試験日・合格発表日等			73
教員採用試験に向けて～支援制度を積極的に活用しよう～			75
2年次生対象「教育実習受講希望者ガイダンス」について			76
介護等体験事前指導について			78
本学卒業新任教員の方々との情報交換会について			79
3年次生対象「教育実習ガイダンス」について			80
教員養成フォーラムについて			82
教員採用試験合格者との情報交換会について			84
教職専門科目担当者研究会について			86
教員採用試験合格者壮行会について			87
教職に関する専門教育科目担任者一覧			88
教育実習出向指導校一覧			94
教職支援センター 利用状況			96
教員免許状更新講習一覧			98
教職支援センター年報 投稿規程・執筆要領			99
教職支援センター委員会委員名簿			101
教職支援センター規程			103

問題設定

「体罰」は、近年、特に大きな社会問題となっているものである。私が本学で担当している「教育原理」や「教育社会学」、また、他大学で担当している「現代と教育」の講義においても、第1回の講義内で、関心のある教育問題について質問をするが、ほとんどの学生たちは、「いじめ問題」もしくは「体罰問題」と回答する。

私は、担当の講義のなかで、可能な限りこれらの教育問題を扱うよう努めている。「教育原理」ではカリキュラムや教育史など幅広い内容を含むので、十分な時間を使うことが難しいのであるが、「教育社会学」（人間健康学部で開講。教職科目ではない）や「現代と教育」（大阪府内の他の私立大学（以下O大学とする）で担当）などでは、これらの問題について、新聞記事や雑誌記事、関連書籍の紹介、学生のコメントを紹介するなどを可能な限り行っている。

だが、特に体罰については、体育会系学生の多いクラスでは、体罰に対して否定的な意見を持つ者が少数派であり、なかには、マスコミによる体罰批判の言説に対して、強い拒否反応を示す者もいる。2012年12月に大阪府立高校の生徒が顧問教師による体罰を理由に自殺した事件が報道された翌年1月の「教育原理」の講義時には、当日のテーマが体罰とは全く関係のないものであったにも関わらず「マスコミの体罰反対は許せない」という主旨のミニツッペーパーを提出した学生がいた。

体育会系の学生（彼らの多くはスポーツ推薦で本学に入学している）のうち教員免許を取得しようとする者の多くは、選手としての引退後、自分がプレイしてきたスポーツの顧問となることを目指している。彼らが強固に体罰肯定の姿勢を取り続けていることは、体罰の根絶にとって大きな障害となることが予想される。

本稿では、本学の人間健康学部で担当している「教育社会学」およびO大学で担当している「現代と教育」において、講義中に説明した体罰問題の概観とそれを聞いた学生たちの反応、学生を対象に行ったアンケート調査の分析結果と、その結果を知った学生たちの反応を紹介し、講義内で体罰問題を扱う難しさについて考えたい。

体罰問題に関する概観と学生による受容

私は、講義内で「体罰」に関する問題を扱う際、下記のような概説を主に坂本（1995）や今津（1996）などに基づいて行っている。

1879年に制定された「教育令」の第46条においては「凡学校ニ於イテハ生徒ニ体罰一殴チ或ハ縄スルノ類一ヲ加フヘカラズ」と定められ、1900（明治33）年改訂の「小学校令」では「小学校校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得 但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」とされた。当時の日本が世界的にも稀であった体罰禁止規定を設けた背景について、坂本（1995）は文明国であることをアピールする意図などに加えて、子どもに対して性善説的な日本文化の影響などを推測している。また江森（1989）は、江戸時代以前の子育

てや教育に関する資料の調査に基づいて、日本では元来、体罰をあまり行わない文化であったことなどを示唆している。

さらに戦後、1947年に制定された学校教育法の第十一条に「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定められ、この条文は現在まで改変されていない。

しかし、1970年代以降の世論では、体罰容認論が広まり、特に1981年には、1976年に茨城県内の中学校で男子生徒が教員に殴打された数日後に死亡した事件について教員の無罪が確定し、これが「愛の鞭判決」¹として「叩くことが必ずしも体罰に当たらない」という見方につながったことが指摘されている。

その後、1980年代から1990年代にかけても、教員の殴打などによって生徒が死亡するという事件が発生しているが、世論では、教員を擁護し体罰を支持する意見も目立つ。また2009年には、暴力をふるった児童を教員が壁に押し付けたことに対し「指導の範囲内」であり体罰ではないとする最高裁判決があり、「強い指導」を容認する風潮の高まりが指摘された²。

しかし2012年12月、大阪府立高校において男子生徒が体罰を理由に自殺した事件を機に、文部科学省は体罰否定の方針を明確に打ち出し、文部科学省通知(文科初第1269号 平成25年3月13日)では「校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である」とされた。

なお世界ではアメリカの一部州とイギリスなどが、専用の道具(板など)と厳格な手続きを条件として体罰を認めているが、全般的には体罰禁止の方向にある。さらに、親による体罰を禁止している国もヨーロッパを中心に増えつつある。

講義時には、以上のような内容を1時間弱で説明することが多いのであるが、これを聞いた学生のコメントとしては「法律で体罰が禁止されていることに驚いた」「昔は体罰が許されていたと思っていたが違った」というものが目立つ。学生のみならず一般的な世論にも散見される誤解の一つが「昔の日本では体罰が認められていたが、最近禁止された」というものであるが、制度と歴史を説明することによって、この誤解を解くことは重要であると考えている。

しかし、誤解の解消が必ずしも、体罰否定につながるわけではない。体罰に関する議論については、今津(1996)が、戦後から1990年代にかけての体罰による傷害致死事件に対する反省が、体罰を抑制する方向には向かわない背景について「教育目標や方法としては公的に否定されていながら、むしろ人々の意識のなかでは本音の部分として、隠微な力を保持している対抗的な教育言説の力」(p237)に着目している。実際「体罰の是非」をめぐる議論は、事件のあと、マスメディアにおいて盛んになるが、そこでも、体罰を肯定する意見は根強い³。特に学生たちは、より率直な本音の意見を出す傾向があるためか「体罰は罪になるというが体罰しなければもっと大変なことになる」「法律違反で処分を受けるのを覚悟で、生徒を思って手を出す先生のほうが立派だと思う」「死ぬほど殴るのはだめだが、そのちょっと手前で止めればよい」「(イギリスなどの手続きを踏んでの体罰を否定したうえで)その場で生徒を思って手が出るものだと思う」などの意見も目立つ。

調査の方法と分析結果

私は、本学の人間健康学部で前期に開講している「教育社会学」およびO大学で開講している「現代と教育」の講義時に質問紙調査を実施し、体罰を受けた経験、体罰に対する意識、他者に暴力をふるった経験、いじめについての意見などについて尋ねた。これは学生がクラス内での意見の分布を知ることにより、問題への関心を深めることができるようにという目的で実施した調査であるが、研究目的の利用も想定していたので、調査票の前書きには、研究目的でデータを使用することもある旨を明記し、口頭でも説明した。

なお体罰に関する意識については、岩井(2008、2010)が、子ども時代に暴力を受けた経験が体罰肯定につながるなどJGSSデータより明らかにしており、この調査においても、同様の傾向がみられることを予測していた。

「教育社会学」は受講者数が171人であり2013年の6月中旬に調査を行ったところ、回収数は99票であったため回収率は52%、O大学の「現代と教育」の受講者数は300人であり4月中旬に調査を行ったところ回収数は193票であったため64%の回収率となった。

調査票では「次のような経験がありますか」のあとに項目を列挙し、そのなかに「体育会系の部活で活動した」「親や祖父母などの家族に叩かれた」「学校の先生に叩かれた」などを含め、選択肢として「よくある」「少しある」「全くない」の三択とした。また意見に関しては、「次の意見にどの程度賛成ですか」として項目を列挙し、そのなかに「教師による体罰はある程度必要である」「親による体罰はある程度必要である」を含め、選択肢は「強く賛成」「やや賛成」「やや反対」「強く反対」の四択とした。

まず、体罰を受けた経験のある者がどの程度いるのか、ということを表1、表2に示した。いずれの大学においても、男性、そして体育系部活経験者において、体罰を受けた経験があることがわかる。また、表2の「親や祖父母から叩かれたことがある」と答えた学生の比率は「よく」「少し」を含めて8割弱であり、男女差はほとんど見られない。

表1 学校での体罰経験

		学校の先生に叩かれたことが				計	
		3よくある	2少しある	1全くない	0無回答		
関大(人) 「教育社会学」 受講者	性別	男性	3 10.0%	14 46.7%	13 43.3%	0.0%	30 100.0%
		女性	5 12.2%	12 29.3%	23 56.1%	1 2.4%	41 100.0%
		無回答	2 10.5%	6 31.6%	10 52.6%	1 5.3%	19 100.0%
		計	10 11.1%	32 35.6%	46 51.1%	2 2.2%	90 100.0%
	体育系部活の活動経験	3よくある	10 13.0%	29 37.7%	37 48.1%	1 1.3%	77 100.0%
	2少しある	0.0%	2 40.0%	3 60.0%	0.0%	5 100.0%	
	1全くない	0.0%	1 12.5%	6 75.0%	1 12.5%	8 100.0%	
	計	10 11.1%	32 35.6%	46 51.1%	2 2.2%	90 100.0%	
O大学「現代と教育」 受講者	性別	男性	29 17.8%	77 47.2%	57 35.0%		163 100.0%
		女性	3 12.5%	7 29.2%	14 58.3%		24 100.0%
		無回答	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%		6 100.0%
		計	33 17.1%	85 44.0%	75 38.9%		193 100.0%

* 性別の「無回答」が複数いるのは、調査票で性別の回答欄が端にあり、分かりにくかったことによると推測される。

χ²乗検定は、無回答を省き、「よくある」と「少しある」をまとめたクロス表で行った。

表2 家庭での体罰経験

		親や祖父母などの家族に叩かれたことが								
		よくある		少しある		全くない		計		
関大(人) 「教育社会学」	性別	男性	50	30.7%	73	44.8%	40	24.5%	163	100.0%
		女性	12	50.0%	8	33.3%	4	16.7%	24	100.0%
		無回答	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%	6	100.0%
		計	63	32.6%	83	43.0%	47	24.4%	193	100.0%
O大学「現代と教育」	性別	男性	8	26.7%	14	46.7%	8	26.7%	30	100.0%
		女性	12	29.3%	20	48.8%	9	22.0%	41	100.0%
		無回答	4	21.1%	12	63.2%	3	15.8%	19	100.0%
		計	24	26.7%	46	51.1%	20	22.2%	90	100.0%

N.S

χ²乗検定は、無回答を省き、「よくある」と「少しある」をまとめたクロス表で行った。

では、このような経験は、体罰の是非についての意見にどのような影響を与えているのか。表3、表4においては「体罰経験」（表1、2で用いた問）と「教師による体罰はある程度必要である」「親による体罰はある程度必要である」という意見への賛否の関連を示した。

表3 学校での体罰経験 と「教師による体罰」に対する考え方の関連

		教師による体罰はある程度必要である					計					
		4強く賛成	3やや賛成	2やや反対	1強く反対							
関大(人) 「教育社会学」	学校の先生に叩かれたことが	3よくある	1	10.0%	4	40.0%	3	30.0%	2	20.0%	10	100.0%
		2少しある		0.0%	14	45.2%	15	48.4%	2	6.5%	31	100.0%
		1全くない	2	4.3%	18	39.1%	13	28.3%	13	28.3%	46	100.0%
		計	3	3.4%	36	41.4%	31	35.6%	17	19.5%	87	100.0%
O大学「現代と教育」	学校の先生に叩かれたことが	3よくある	6	18.2%	18	54.5%	5	15.2%	4	12.1%	33	100.0%
		2少しある	2	2.4%	49	57.6%	24	28.2%	10	11.8%	85	100.0%
		1全くない	5	6.7%	28	37.3%	26	34.7%	16	21.3%	75	100.0%
		計	13	6.7%	95	49.2%	55	28.5%	30	15.5%	193	100.0%

N.S

χ²乗検定は、「強く賛成」と「やや賛成」、「強く反対」と「やや反対」、「よくある」と「少しある」をまとめたクロス表で行った。

表4 家庭での体罰経験 と「親による体罰」に関する考え方の関連

		親による体罰はある程度必要である					計					
		4強く賛成	3やや賛成	2やや反対	1強く反対							
関大(人) 「教育社会学」	親や祖父母などに叩かれたことが	3よくある	2	8.3%	13	54.2%	7	29.2%	2	8.3%	24	100.0%
		2少しある	1	2.2%	23	50.0%	16	34.8%	6	13.0%	46	100.0%
		1全くない		0.0%	5	25.0%	10	50.0%	5	25.0%	20	100.0%
		計	3	3.3%	41	45.6%	33	36.7%	13	14.4%	90	100.0%
O大学「現代と教育」	親や祖父母などに叩かれたことが	3よくある	10	15.9%	40	63.5%	10	15.9%	3	4.8%	63	100.0%
		2少しある	7	8.4%	54	65.1%	19	22.9%	3	3.6%	83	100.0%
		1全くない	1	2.1%	19	40.4%	19	40.4%	8	17.0%	47	100.0%
		計	18	9.3%	113	58.5%	48	24.9%	14	7.3%	193	100.0%

p<0.05

χ²乗検定は、「強く賛成」と「やや賛成」、「強く反対」と「やや反対」、「よくある」と「少しある」をまとめたクロス表で行った。

この結果学校での体罰経験がある者が、教師による体罰が必要であるという意見に賛成していることが分かる⁴。χ²乗検定の結果、O大学ではp<0.01で有意な関連が見られた。また、本学での調査においては、この問には「やや反対」に○をつけたにも関わらず、自由記述に「部活ではある程度の暴力は必要だ」などのコメントが見られた。選択式の回答で「体罰」を否定し、自由記述で、一般的には体罰以上に許されないはずの「暴力」を肯定するというのはかなり不思議であるが、調査実施時、大阪府立高校での体罰による自殺事件に関するマスコミ報道が連日行われていたため、体罰は一応否定するが、「叩く」行為は否定したくないという思いが働いたのであろう。

また、親による体罰に関しても「親や祖父母に叩かれた」学生のほうが、「親による体罰が必要」という意見の比率が高くなることが明らかになった。例外はあるが、体罰を受けている人は、受けた体罰を肯定的に捉えているということが出来る。この結果は、岩井(2008、2010)の分析結果とも一致するものである。

さらに、体罰経験と暴力行為の関連について、重要で興味深い結果が明らかになった。

表5 学校での体罰経験と暴力行為の関連

		中学生以降に人を叩いたことが			計	
		3よくある	2少しある	1全くない		
関大(人) 「教育社会学」	叩かれたことが学校の先生に	3よくある	3 30.0%	3 30.0%	4 40.0%	10 100.0%
		2少しある	4 12.5%	19 59.4%	9 28.1%	32 100.0%
		1全くない	4 8.7%	14 30.4%	28 60.9%	46 100.0%
		計	11 12.5%	36 40.9%	41 46.6%	88 100.0%
O大学「現代と教育」	叩かれたことが	3よくある	19 57.6%	10 30.3%	4 12.1%	33 100.0%
		2少しある	12 14.1%	56 65.9%	17 20.0%	85 100.0%
		1全くない	8 10.7%	35 46.7%	32 42.7%	75 100.0%
		計	39 20.2%	101 52.3%	53 27.5%	193 100.0%

χ²乗検定は「よくある」と「少しある」をまとめたクロス表で行った。p<0.01

表6 家庭での体罰経験と暴力行為の関連

		中学生以降に人を叩いたことが			計	
		3よくある	2少しある	1全くない		
関大(人) 「教育社会学」	叩かれたことが親などの保護者に	3よくある	6 25.0%	11 45.8%	7 29.2%	24 100.0%
		2少しある	4 8.7%	22 47.8%	20 43.5%	46 100.0%
		1全くない	1 5.0%	4 20.0%	15 75.0%	20 100.0%
		計	11 12.2%	37 41.1%	42 46.7%	90 100.0%
O大学「現代と教育」	叩かれたことが	3よくある	30 47.6%	26 41.3%	7 11.1%	63 100.0%
		2少しある	6 7.2%	53 63.9%	24 28.9%	83 100.0%
		1全くない	3 6.4%	22 46.8%	22 46.8%	47 100.0%
		計	39 20.2%	101 52.3%	53 27.5%	193 100.0%

χ²乗検定は「よくある」と「少しある」をまとめたクロス表で行った。p<0.01

表5、表6によると、学校で叩かれた経験、家庭で叩かれた経験のいずれもが、暴力行為（ここでは「中学生以降に人を叩いたことがある」という質問を用いた）と非常に強い関連があることがわかる。

体罰を受けたことが暴力行為につながったのか、あるいは、もともと暴力行為を頻繁に行っていたために体罰を受ける機会が多くなったのか、いずれの可能性も考えられるため、簡単に結論を出すことはできない。だが体罰擁護の根拠としてしばしば語られる「体罰を受けることによって痛みを知るので、いじめや暴力行為の防止につながる」という仮説を否定し、逆に「体罰を受けた経験が、暴力行為を促進する」という可能性を示唆することはできたといえるだろう。

調査結果に対する学生の反応と今後の課題

まず、表1、表2の単純集計結果に関しては、ある者は、体罰を受けた経験のある学生の多さに驚き、逆にある者は、体罰を受けたことがない者の存在に驚いたようであった。体育会系のクラブ活動で体罰を受け続けてきたという学生は「学校で一度も叩かれたことがない人いるとは信じられない」とコメントした。また親が子どもを叩くことに対しても一方には「親に叩かれた人が多いのに驚いた」というコメントが、他方には「親が自分の子どもをいくら叩こうが自由だと思う」や「親に叩かれたことがない人いるとは信じられない」といったコメントがあった。

表3から表6の結果に関しては、意外だという意見、納得できるという意見の両方があった。前者では「（親や教師に）叩かれてイヤだったのに、どうして人を叩くのか不思議だ」といったものが、後者では「自分が叩かれたことによって分かったので、他の人も叩かれたら分かると思うのだろう」「大人が叩くのをやめない限り、子どもも人を叩くのをやめないだろう。」といったものが目立った。だがなかには「自分も、たるんでいたら監督や先輩によく殴られた。それで頑張れたので、後輩がたるんでいるときには殴った。」と堂々と書く者もいた。

講義のなかでは、これらの意見も名前を隠して一部紹介したが、調査結果や学生のコメントを紹介することの難しさも認識させられた。学生たちに共通する傾向として「自分が多数派でいたい」というものがある。データやコメントを公開した後の感想には「体罰に賛成という、自分と同じ意見が多いことが分かり嬉しい」というようなものが散見されたのである。このとき私は「体罰は法的に禁止されており、多数派が賛成だからといって認められるものではない。(体罰に限らず)多数派の意見が正しいとは限らない」ということを、配布プリントにも記し、口頭でも述べたが、これが正しく伝わっているという自信はない。調査結果をどう伝え、考えさせるかについても検討の余地があろう。

また、学生の意見のなかには、体罰に対する否定的な見解を聞かされるのが非常に不愉快であるというものもみられた。「スポーツを続け、体罰に耐えてきて今の自分がある。体罰を否定するような話を聞くと、これまでの自分の頑張りがすべて否定されるように思っ悔しい」というのである。

「教育原理」や「教育社会学」をはじめとする大人数の講義では、法的根拠、歴史的根拠、および体罰経験と暴力行為の関連を示すデータといったものを示すことによって、誤ったイメージをただす以上のことは難しいのが現状であるが、体罰経験が学生のアイデンティティそのものとなっているようなケースへの対応も、今後の教職教育においては重要となるのではないだろうか。

1 『朝日新聞』1981年4月1日夕刊「愛の鞭 認める 限度内なら教師裁量権」

2 『朝日新聞』2009年5月3日朝刊23ページ「広がる 強い指導容認論 熊本の小2「指導」最高裁が体罰認定破棄」

3 『読売新聞』(1985.7.18)「気流：体罰 是・非 激論コーナー」、『朝日新聞』(1982.1. 17)「体罰 是か非か」など

4 同様の傾向は、『読売新聞』(2013.2.7)「体罰考：懲戒とのはざままで」などでも紹介されている。

文献一覧

江森一郎(1989)『体罰の社会史』新曜社

今津孝次郎(1996)「9「体罰は必要だ」一隠された大人の自己愛と支配欲」今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説をどう読むか 教育を語ることばのしくみとはたらき』新曜社

岩井八郎(2008)「第18章 儀礼としての体罰」谷岡一郎・仁田道夫・岩井紀子編『日本人の意識と行動 日本版総合的社会調査 JGSS による分析』, 東京大学出版会.

岩井 八郎(2010)「容認される「親による体罰」—JGSS-2008 による「体罰」に対する意識の分析—」『日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集[10] JGSS Research Series No.7 』

坂本秀夫(1995)『体罰の研究』三一書房